

福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会運営要領（平成27年4月10日施行。以下「委員会運営要領」という。）第4条に基づき、福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、委員長は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 審議事項が福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条各号に規定する非開示情報を含み、公開により個人の権利の侵害その他の支障を生ずるおそれのあるとき。
- (2) 公開により公正又は円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成できないおそれがあるとき。

(傍聴定員)

第3条 傍聴の定員は10人以内とし、傍聴希望者が10名を超えた場合には、抽選により傍聴者を決定する。

(傍聴手続)

第4条 傍聴の申込みは、会議開始30分前から会場において受け付けし、会議開始10分前に締め切る。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、住所・氏名を記帳し、係員の指示があった後、傍聴席に着くものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号に該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
- (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと思われる者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと。
- (2) 委員会開催中は静粛に傍聴するものとし、会場内での発言、拍手その他の方法による公然たる賛否の表明、その他委員会の会議を妨げる行為をしないこと。

(3) 写真等の撮影、会議における発言の録音等をしないこと。

(4) 会場内での、飲食、喫煙、携帯電話の使用等、会議の秩序を乱す行為をしないこと。

(報道機関の傍聴)

第7条 報道機関は、傍聴定員の外とする。傍聴中は、第6条の規定に従うものとする。

(退場措置)

第8条 傍聴者が第6条の規定に違反した場合は、委員長は退場を命ずることができる。

(委員長の措置)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員長は、委員会審議の適正を確保するため、随時必要な措置をとることができる。

附 則

本要領は、平成16年6月2日から施行する。

附 則

本要領は、平成20年9月12日から施行する。

附 則

本要領は、平成27年4月10日から施行する。